



本センターが行う認証評価のシステムと 受審大学の対応について

2021年6月14日

説明者

大学教育質保証・評価センター事務局

本日使用する資料

■評価実施ハンドブック

- ① 実施大綱
- ② 大学評価基準
- ③ 点検評価ポートフォリオ作成要項
- ④ 実地調査実施要項
(様式)
- ⑤ 点検評価ポートフォリオ記入様式



■点検評価ポートフォリオ作成要項 補足資料

本日の説明内容

- I 評価システムの概要
- II 点検評価ポートフォリオの作成方法
- III 実地調査
- IV 2021年度の受審申請について

I 評価システムの概要

① 実施大綱

1 評価の目的（評価実施ハンドブックp.7）

- （1）大学の教育研究の質を保証すること
- （2）大学の教育研究の水準の向上に資すること
- （3）大学の教育研究の特色の進展に資すること
- （4）大学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証」という。）の実質化を促すこと

① 実施大綱

2 評価の基本的な方針（ハンドブックp.7～8）

- （1）第三者評価による厳格な教育研究等の質の保証
- （2）内部質保証の実質化の促進
- （3）本評価以外の大学評価結果の活用

① 実施大綱

3 大学評価基準の構成 (ハンドブックp.7～8)

基準1 基盤評価：法令適合性の保証

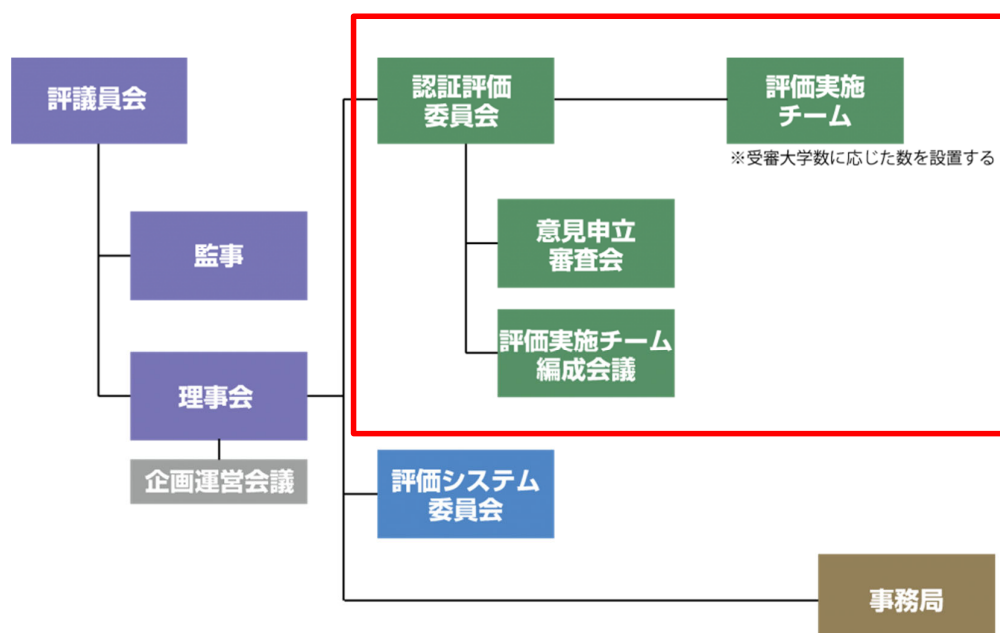
基準2 水準評価：教育研究の水準の向上

基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

7

① 実施大綱

4 評価の実施体制 (ハンドブックp.8)



8

① 実施大綱

5 評価の実施方法（ハンドブックp.9～10）

（1）受審大学が行う自己点検・評価のプロセス

- ① 点検評価ポートフォリオの作成

（2）センターにおける評価のプロセス

- ① 書面評価
- ② 実地調査
- ③ 関係者からの意見聴取
（高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取）
- ④ 評価結果の作成

（3）各基準の評価及び評価結果

3つの基準すべてを満たしている場合に、本センターの大学評価基準を満たしていると判断します。

（4）受審大学からの意見申立てと評価結果の確定

9

各基準の評価及び評価結果の考え方（実施大綱より）

基準1

「**基準1に関する評価の指針**」の各事項に照らして、大学が法令に適合し、**大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している**と確認できた場合、基準を満たすと判断します。その上で、優れた点を明示し、改善を要する点があれば指摘します。

ただし、改善を要する点について**改善の見通しが明らかでない事項**がある場合、または重点評価項目である**内部質保証**（教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること）についての取組みが不十分な場合、基準を満たさないと判断します。

基準2

「**基準2に関する評価の指針**」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、**教育研究の水準の向上に努めていることが確認できた場合**、基準を満たすと判断します。

基準3

「**基準3に関する評価の指針**」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、**特色ある教育研究の進展に努めていることが確認できた場合**、基準を満たすと判断します。



**全ての基準を満たしている場合、
大学評価基準を満たしていると判断します。**

10

① 実施大綱

6 評価結果の公表（ハンドブックp.10）

7 再度の評価（ハンドブックp.10）

8 情報公開（ハンドブックp.10）

11

① 実施大綱

9 評価の申請とスケジュール（ハンドブックp.10）

(1) 評価の申請

会員大学・・・評価を実施する前年度11月末まで

非会員大学・・・評価を受審する前々年度11月末まで

(2) 評価のスケジュール

時期	スケジュール	内容
(前年度)	認証評価説明会	本評価の特徴、方法等を説明します。
11月末まで	評価の申請	大学からの申請を受け付けます。
5月	点検評価ポートフォリオの提出	大学は5月末までに点検評価ポートフォリオをセンターに提出します。
6月～8月	センターにおける評価の実施 書面評価	大学から提出された点検評価ポートフォリオ等に基づき書面評価を行います。
10月～11月	センターにおける評価の実施 実地調査	実地調査等を行い、評価結果(案)を作成します。
1月	センターにおける評価の実施 評価結果(案)の決定	認証評価委員会において、評価結果(案)を決定します。
2月	評価結果(案)の通知 意見申立て	評価結果(案)を大学に通知します。 大学は評価結果(案)に対して意見がある場合は意見申立てを行います。
3月	評価結果の確定と公表	意見申立てに対する審議を経て、評価委員会は対応を決定し、評価結果を確定して公表します。

12

① 実施大綱

10 評価費用（ハンドブックp.11）

大学機関別認証評価手数料に関する規程より

《別表1：評価手数料(消費税別)》

	会員	非会員
大学基本額	1,600,000円	3,500,000円
1学部あたり	350,000円	600,000円
1研究科あたり	200,000円	400,000円

《別表2：再度の評価に係る評価手数料(消費税別)》

	会員	非会員
大学基本額	800,000円	1,250,000円

11 評価システムの改善（ハンドブックp.12）

13

② 大学評価基準（ハンドブックp.17）

基準1 基盤評価：法令適合性の保証

大学は、法令を遵守した上で、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。（学校教育法第109条第1項）

基準1では、基盤評価として、大学が行う点検及び評価の内容について、別に定める評価の指針に照らし、法令適合性を保証する観点から評価する。この評価は、認証評価を行うものとして定められた事項について行うものとする。

（細目省令第1条第2項第1号）

基準2 水準評価：教育研究の水準の向上

大学は、自らの教育研究の水準の向上を図ることに努めなければならない。

基準2では、水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、別に定める評価の指針に照らし、教育研究の水準の向上に資する観点から評価する。

（大学設置基準第1条第3項、大学院設置基準第1条第3項）

基準3 特色評価：特色ある教育研究の進展

大学は、法令を遵守し教育研究の水準の向上に努めるとともに、特色ある教育研究を展開していくことが求められる。（中教審答申：我が国の高等教育の将来像）

基準3では、特色評価として、大学が行う特色ある教育研究の内容について、別に定める評価の指針に照らし、その進展に資する観点から評価する。

14

② 大学評価基準

基準1に関する評価の指針（ハンドブックp.19～24）

基準1では、「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において認証評価を行うものとして定められている事項（以下「評価事項」という。）それぞれについて、法令適合性の観点から評価する。

本指針では、それぞれの評価事項の評価の趣旨を示した上で、大学が参照することとなる関係法令等を示す。関係法令等のうち下線を付したものは本評価において特に重要と考えられる法令となる。

評価事項・・・細目省令で定められている事項

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- ロ 教員組織に関すること。
- ハ 教育課程に関すること。
- ニ 施設及び設備に関すること。
- ホ 事務組織に関すること。
- ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
- リ 財務に関すること。
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

15

② 大学評価基準

基準2に関する評価の指針（ハンドブックp.25）

基準2では、大学が行う自己の水準分析の内容について、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認する。

（評価方法）

- ・ 情報の収集、分析が体系的、継続的に行われているか。
- ・ 取組みが組織的に行なわれているか。
- ・ 取組みが教育研究の水準の向上のために効果的に機能しているか。

16

② 大学評価基準

基準3に関する評価の指針（ハンドブックp.26）

基準3では、大学が行う特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認する。

（評価方法）

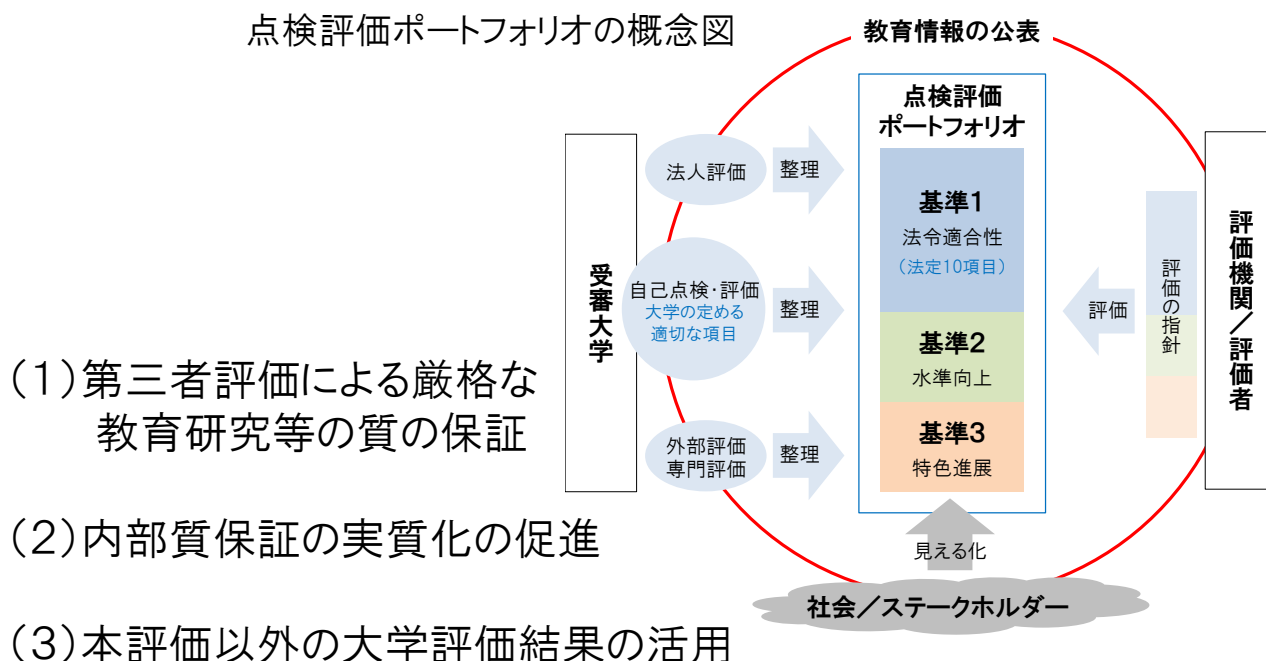
- ・それぞれの取組みが組織的に行われているか
- ・取組みが特色ある教育研究の進展に資するために効果的に機能しているか

Ⅱ 点検評価ポートフォリオの作成方法

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

ポートフォリオの考え方・特徴（ハンドブックp.31）

点検評価ポートフォリオの概念図



19

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

点検評価ポートフォリオの構成（ハンドブックp.33）

① 大学の概要・目的

←大学の基礎情報、組織図、内部質保証体制等

② 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

←各項目を見開き2ページで

③ 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

←3～5つの取組み 学習成果の分析を1つ以上

④ 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

←3～5つの取組み

⑤ 認証評価共通基礎データ(エクセルデータ)

20

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

① 大学の概要・目的

(1)大学名

(2)所在地(複数の校地・校舎を有する場合は、各キャンパス等名とその所在地)

(3)学部等の構成(別科・専攻科等、その他の組織を含む)

(4)学生数及び教職員数(評価実施年度の5月1日現在の現員、教員の定義は学校基本調査に合わせる)

(5)理念と特徴

(6)大学組織図(大学の組織体制を示す図を貼付)

(7)内部質保証体制図(大学の内部質保証体制を示す図を貼付)

「大学の目的」には、学則等に定められた大学の目的を記述します。

21

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

② 「基準1 法令適合性の保証」(ハンドブックp.39)

左ページの「(1)自己点検・評価の実施状況」には、原則として1ページで、当該評価事項の法令への適合性に関する自己点検・評価の実施状況を整理します。その際、評価事項ごとに右ページに掲載された関係法令等への適合状況を、必ず説明します。

評価事項(法定10項目)

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。

ロ 教員組織に関すること。

ハ 教育課程に関すること。

ニ 施設及び設備に関すること。

ホ 事務組織に関すること。

ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。

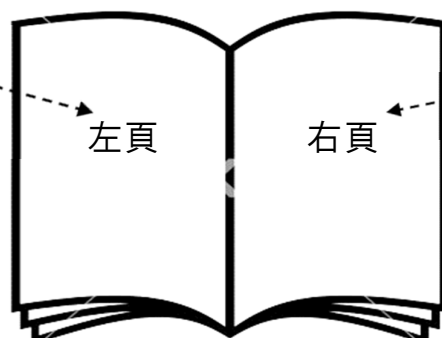
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。

リ 財務に関すること。

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

内部質保証活動の
状況



関係法令のリスト

22

24

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

③ 「基準2 教育研究の水準の向上」(ハンドブックp.42)

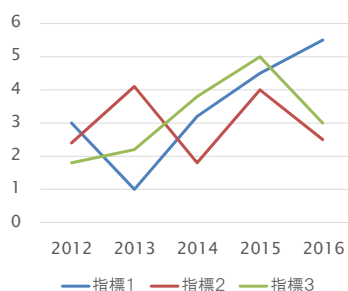
基準2に関する点検評価資料では、大学評価基準の別紙「大学評価基準に関する評価の指針」の「基準2に関する評価の指針」に即して、「情報を体系的に、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能している」ことを整理します。

点検評価ポートフォリオ(基準2)

自らの大学の水準についてのモニタリング

アニュアル・レポート

→ 自らの大学の水準について、経年変化を見える化。



水準比較

→ 評価機関は、大学間比較データを提供し、IR活動を支援。

25

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

③ 「基準2 教育研究の水準の向上」(ハンドブックp.42)

補足資料 p.3

記載イメージ

- ・「自己分析活動の状況」欄には、取り上げた取組みと大学の理念・方針などとの整合性や、問題意識、組織的な体制、考え方などを記載します(取り上げた取組みの概要の列挙ではない)
- ・取組みによる結果だけを評価するのではなく、取組みに関する自己点検分析を行う仕組み、その分析を改善につなげる仕組みを機能させているかどうかを評価します
- ・課題を自ら明らかにして改善に取り組んでいる場合は、取組みの成果が不十分と考えられる場合でも、積極的に記載いただくことを推奨します

1) 自己分析活動の状況

本学では、教育研究の向上のための分析活動について、それぞれの学部・学科・研究科や委員会・センターなどの組織において実施している。その分析結果について、学長が委員長を務める自己点検・評価委員会において自己点検・評価等を行う際に活用する他、同じく学長が本部長を務める中間評価推進本部において、大学が掲げる中期計画の重要な推進に向けて活用し、全学的な分析活動に取り組んでいる。なお、2つの委員会において協議された結果等については、大学の教育研究の重要事項を審議する教育研究評議会において報告し、全学的に情報共有を図っている。

自己点検・評価委員会は下部組織として作業部会を有しており、作業部会において、提議評価で指摘された事項に係る改善策の立案・進捗管理を行っている。

中間評価推進本部については、年約3回開催して業績報告書の作成や進捗管理、次年度計画の策定に向けて、情報収集・分析活動を行っている。令和元年度から、中間評価の重要な推進に向けて、月1回の定例会を開催することが決まり、課題の洗い出しや改善に向けた、より具体的な分析活動を行っているところである。

全学的な分析活動結果に基づき、適宜各部署等に指示がなされ、定期における分析活動に繋げると、教育研究の質向上に向けた取組を進めている。

ここでは、本学が取り組む分析活動を示すため、5つの事例を挙げて示している。

1つ目の事例である「IR研究における教育能力の開発」は、教育開発センターを中心に取組を進めるIR研究部会に属する分析活動である。平成29年度より、全学のIR研究部会に属する分析活動を開始し、終了後のアンケートにより研究部の進捗度を測っている。アンケート結果の分析により、教職員の進捗度を把握でき、また教職員の進捗度を把握する際に必要となる教育研究の質向上に向けた取組を進めている。

2つ目の事例である「地域に学ぶ実践教育」は、本学が設置された長崎県の地域的・歴史・文化財などを踏まえた、地域をフィールドとした学生の学びに関する分析活動である。地域で活躍する人材を育成するために、教育効果を高めるための分析活動を行っている。

3つ目の事例である「資格試験・国家試験における学習支援」は、平成28年度の学部学科所属の部会に開設した4学部2学科に開設した学習支援の部会と、看護学部の学生が目指す看護師・管理栄養士国家試験の合格に向けた学習支援に関する分析活動である。いずれも各学科において、学生との面談による情報収集や模範試験の結果分析、学科学員による検討等により、適切な学習支援を行っている。

4つ目の事例である「外部資金獲得に係る取組」は、本学の研究水準の向上及びシナジー効果の強化を図るために、民間・民間研究などの研究促進や外部資金の獲得を目指した分析活動である。分析により、強化すべき点を洗い出し、対策を講じている。

5つ目の事例である「入学志願者の増加」は、入学人口の減少を踏まえ、今後想定した志願者の増加が課題となる中、毎年度入試委員会において分析活動を行い、学内等に共有しているものである。分析結果を踏まえ、志願者の増加を図るための取組を進めている。

いずれの取組みにおいても、中間評価に評価を添えて定期的な進捗管理を行い、全学的なマネジメントを行っている。特に事例の2と5については、特に重要な課題と位置づけ、中間評価推進本部において、課題の洗い出しと改善に向けた取組を進めている。

2) 自己分析活動の取組み(目次) ※学習成果に関する分析の数値のみを1つ以上記述します

取組	ポイント	ページ
1 IR研究における教育能力の開発		37
2 地域に学ぶ実践教育		38
3 資格試験・国家試験における学習支援		39
4 外部資金獲得に係る取組		40
5 入学志願者の増加		41

26

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

③ 「基準2 教育研究の水準の向上」(ハンドブックp.42)

・取組みごとの欄には、分析の結果明らかになったことの中から大学として重要と考えるものを、客観的なデータ等を示しつつ5つ以内で記載

※取組みの中に一つ以上、学習成果に関する取組みを取り上げていただきます。

補足資料 p.3 評価の際の視点

- ・情報の収集、分析が体系的か(経年変化の分析や他大学との比較などが行われているか)
- ・取組みが継続的か
- ・規程等を組織的に定めているか
- ・責任体制、意思決定の手続き等が明確か
- ・取組みの点検を行っているか。またその結果を報告書等にまとめ公表しているか。
- ・取組みの点検結果を踏まえた改善に取り組んでいるか
- ・取組みの結果が学内構成員に共有されているか

記載イメージ

タイトル (No.1)	新入生の学力調査に基づくカリキュラム改善の取組み
分析の背景	リベラルアーツ機構では、新入生の学力調査(国語、数学、英語)を活用し、英語の基礎知識やリスニング能力、読解力等の調査結果を分析して、この結果、PAC(学務委員会)において2017～2018年度までの5年間の英語と数学の学力データを分析することで、英語や数学の能力に課題を抱える学生の抽出、習得力の向上(基礎知識の向上)を分析するとともに、数学の学習成果の向上、習得率を向上した学習センターのあり方について検討を行った。 新入生の学力調査(国語、数学、英語)については、2017年度478名、2018年度488名、2019年度484名のデータを分析した。2年次の学力調査(英語のみ)については、入学時と2年次終了時の間で分析し、2018年度325名と2019年度363名のデータを分析した。 ①英語の学力向上について、入学時に国語と数学の学力調査(基礎知識)に基いていない割合は、2017年度が76.17%、2018年度が76.64%、2019年度が75.51%であり、大きな変化は認められなかった。また、入学時(2018年4月)と2年次終了時(2020年1月)の英語力の向上を分析している。入学時より英語力が向上した学生の割合は17.22%、7割以上の学生の割合は64%であった。学習成果の向上と英語、国語学習では英語力が向上する学生の割合が減少し、人間関係学習では向上した割合であった。これは、①英語に関する授業数、②英語学習センターの活用状況、③他大学の授業での英語力の向上、④学生の学習意欲の向上が影響している。
分析の内容	②数学の学力向上について、新入生と2年次からの学力調査を分析している。2017年度、2018年度、2019年度の平均点はそれぞれ30.1点、32.3点、34.1点であり、大学の授業についていけないと判断される学生が41.2%、36.6%、32.7%いることが明らかになった。入学後の数学は選択科目であり、数学が苦手な学生が減少している。2018年度、2019年度、2年次の学力調査(英語のみ)については、2017年度より授業内のリベラルアーツ教育を15%以上向上させた(学習成果の向上、読解力向上)。 ③英語教育(2年次)を開設し、カリキュラム改善を行っている。英語教育は、2017年度28名、2018年度28名、2019年度28名と増える。2019年度の授業においては英語教育も認められたことから(国語)、学力調査の結果活用にも繋がっている。一方で、英語教育にも英語の基礎知識を必要とする学生もおり、基礎知識の科目の履修状況と授業の理解度の向上が必要である。
自己評価	英語では、大学2年次の履修(英語教育)を開設できているが、新入生と2年次のカリキュラムの検討にはつながっていない。英語力に課題のある学生を対象としたリベラルアーツ教育や英語学習支援の実施が課題である。数学では、学力調査から課題のある学生を抽出し、授業科目を開設し、数学学習センターで英語と数学の学習支援を行う。リベラルアーツ教育の活用状況は、今後、英語についていない学生の割合と英語の学習支援の実施状況を、2020年度は、リベラルアーツについて、学力調査も実施し、リベラルアーツセンターの活用状況を確認していることは評価できる。今後、学力調査の結果に基づきカリキュラム改善と学習支援の検討は、リベラルアーツ機構学務委員会、教務委員会、各学習センター運営委員会において検討する。
関連資料	①2018年度新入生調査結果(英語・数学・国語) ②2018年度新入生調査結果(英語・数学・国語) ③英語教育レポート

27

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

③ 「基準2 教育研究の水準の向上」(ハンドブックp.42)

分析項目の例

【参考①】把握・公表の義務付けが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

・単位の取得状況、学位の取得状況、進路の決定状況等の卒業後の状況(進学率や就職率など)、学修時間、学生の成長実感・満足度、学生の学修に対する意欲等

(大学教育の質に関する情報)

・入学者選抜の状況、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法や内容・授業計画(シラバスの内容)、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、FD・SDの実施状況等

【参考②】把握や活用、公表の在り方について一定の指針を示すことが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

・アセスメントテストの結果、TOEIC やTOEFL 等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価等

(大学教育の質に関する情報)

・ナンバリングの実施状況、履修系統図の活用状況、GPA の活用状況、IR の整備状況、教員の業績評価の状況等

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

④「基準3 特色ある教育研究の進展」(ハンドブックp.45)

基準3に関する点検評価資料では、大学評価基準の別紙「大学評価基準に関する評価の指針」の「基準3に関する評価の指針」に即して、「特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能している」ことを整理します。

点検評価ポートフォリオ(基準3)

特色ある教育研究の進展状況の評価



→ 多くの大学関係者が参加するワークショップ型で評価

29

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

④「基準3 特色ある教育研究の進展」(ハンドブックp.45)

補足資料 p.4

記載イメージ

- ・「特色ある教育研究の状況」欄では、大学の理念等に示された特色をどのように進展させようとしているかや、ポートフォリオに示された取組みを取り上げた背景などを説明します
- ・基準3で示された取組みから選んでテーマを設定し、参加型評価である「評価審査会」を行います

1) 特色ある教育研究の状況

本学は、広域内だけでなく県外活動における学生の学習活動の促進に積極的に取り組んできた。また、学内から学外へとその活動を広げてきた。さらに、異なる専門性をもった研究者が集い、地域社会課題に向けた学際的な研究活動を進める取組みも進んできた。

点検・評価ポートフォリオの作成では、特色ある教育研究の進展に資するために、本学が組織的に進めている教育・学生支援活動を4群、研究活動を1群紹介する。

○高大連携について

学力調査の結果から基礎学力に課題を抱える学生を対象としたリメディアル教育と個別学習支援の必要性が明らかになった。従来の講義型授業に加え、地域社会課題にある高等学校と連携した高大連携授業を開発し、入学前学習プログラムの改善に取り組んだ。北部地域では推薦入試を利用する入学者が多く、一般入試の時期に入学前特別講座を開催することで、入学定数が確保し学習意欲を高めるとともに、入学後のリメディアル教育の履修と学習センター利用につなげる目的がある。

○3年学習センターについて

学生の主体的な学びを促進するため、学習支援センター、教養学習センター、ライティングセンターの3年学習センターを学生会館 SAKURAIMI 1階フロアに集約することで、全ての入学者に対して、主体的に学ぶ先輩チャーターの学習活動を展開することが可能となった。また、3年学習センターに共通する学習上の仕組み(例、チャータートレーニング、予約管理システム、活動報告会)を効果的に活用できるよう工夫している。

○プロジェクト学習について

プロジェクト学習は、学生が地域課題に即して知識を獲得・活用する経験を通して、地域をマージメントできる人材を目的とした授業科目である。3年間の授業計画を立てること、指導教員と地域が協働して授業を行う工夫をしている。また、学生の活動費用も学長基金からの支出を可能とすることで、学生は予算獲得のための計画性とプレゼンテーション力が求められることとなった。

○県外活動及び地域貢献活動支援について

本学の地域貢献活動は高く評価されてきたが、その活動を大学全体として組織的に支援するため、2015年度から学長基金を活用して「特色ある県外活動及び地域貢献プロジェクト支援」を開始した。学長基金の活用を促進するなど、魅力ある学生の地域貢献活動の発展に力を入れており、過去3年間で約30件を支援している。

○学際的な研究プロジェクトについて

本学に所属する研究者が、個人研究に取り組むだけでなく、地域課題の解決に向けて多様な研究者が協力して取り組む学際的な研究を進めた。研究の組織化と研究促進のための助成金を活用することにより、地域の課題を解決する研究プロジェクトの推進を図っている。

2) 特色ある教育研究の取組み(目次)

No.	タイトル	ページ数
1	産官学連携による学生を受け入れるための高大連携の取組み	42
2	学生の主体的な学びを推進する学習支援センターの取組み	43
3	地域の資源を活用したプロジェクト学習(ウェルネス・スポーツ・健康支援、空き家活用、道の駅連携)の推進	44
4	特色ある県外活動及び地域貢献活動支援	45
5	学際的な研究プロジェクトの推進	46

30

④「基準3 特色ある教育研究の進展」(ハンドブックp.45)

補足資料 p.4 評価の際の視点

- ・大学の理念、3ポリシー等と整合しているか
- ・取組みの状況が組織的に把握されているか
- ・学内(教員、職員、学生等)のコンセンサスは得られているか
- ・取組みに継続性があるか
- ・ウェブでの周知があるか
- ・外部媒体への掲載があるか
- ・積極的に発信しているか
- ・新規性があるか
- ・他大学と比較して有意か
- ・学外の声を踏まえて改善が行われているか
- ・他大学等で評価され、参考に使われているか

[illegible]

31

⑤ 認証評価共通基礎データ(ハンドブックp.48)

なお、大学ポर्टレートにおいて、この様式を自動的に作成する機能の整備が進められています。

認証評価共通基礎データ様式【大学】様式1（〇年5月1日現在）

事	種	記	入	課	演	考						
大	学	の	名	称								
学	校	本	館	の	所	在	地					
学	部・学科等の名称	開教年月日	所	在	地	演	考					
	○学部○○学科国際コース ○○学部国際コース △△課程											
大	研究科・専攻等の名称	開教年月日	所	在	地	演	考					
	研究科○○専攻(M) ○○専攻(D)											
大	研究科・専攻等の名称	開教年月日	所	在	地	演	考					
	研究科○○専攻 法政研究科法政専攻											
大	研究科・専攻・附置研究科等の名称	開教年月日	所	在	地	演	考					
	○○専攻 △△学科											
卒業生数(卒中の学校・研究科) ○学部○○学科(年度学生数(進出、在学人数))												
学	部・学科等の名称	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	5%超過数	助手	非常勤教員	備考	
	○学部○○学科 △△課程	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
大	(大学全体の位置算入に含む人数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
大	研究科・専攻等の名称	研究指導教員	5%超過数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	5%超過数	研究指導補助教員基準数	基準数計	助手	非常勤教員	備考
	○研究科○○専攻(M) ○○専攻(D)	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
大	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	研究科・専攻等の名称	兼任教員	5%超過数	4%未満専任教員数	5%以上6%未満専任教員数	基準数	5%超過数	4%未満専任教員数	5%以上6%未満専任教員数	助手	非常勤教員	備考
大	○研究科○○専攻 法政研究科法政専攻	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
部	分	基準数	兼任	員数	5%以上の専任教員数	計						
研究科	研究科地域連携	—	m	m	m	0 m						
運動場・用地	—	—	—	—	—	—						
校地整備費	m	0	0	0	0	0						
その他	—	—	—	—	—	—						

3

◆認証評価共通基礎データ様式についての注意事項

- ① 「認証評価共通基礎データ」は、原則として受審年度の5月1日現在のデータとします。本様式は、****年度申請用に作成していますので、****年5月1日が作成基準日となります。
- ② 本様式は様式1(組織・設備等)、様式2(学生)に分かれています。それぞれについて確認あるいは作成してください。
- ③ 一部のデータは表中に値があれば、エクセル上で自動計算されます。
- ④ 各表において、該当がない場合は「ー」(ハイフン)としてください。
- ⑤ 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述してください。
- ⑥ 各表に該当しない欄や該当しない表がある場合でも、削除せず、全体に斜線を引くか、各セルに「ー」(ハイフン)を記入するなどしてうめてください。

Ⅲ 実地調査

④ 実地調査実施要項

I 実地調査の概要（ハンドブックp.55）

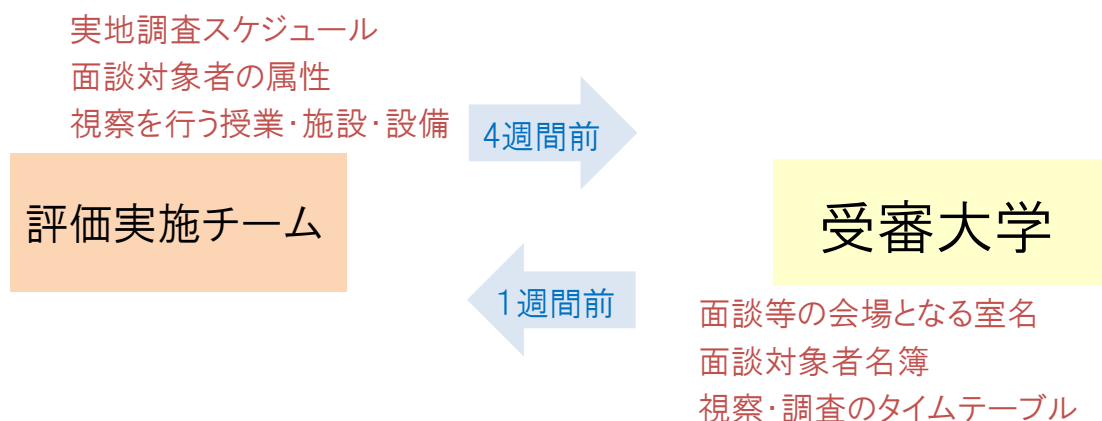
- 1 目的
- 2 日程
- 3 体制
- 4 実施内容
 - (1) 受審大学の責任者との面談
 - (2) 教員、職員等との面談
 - (3) 学生、卒業（修了）生との面談
 - (4) 教育現場の視察及び学習環境の状況調査
 - (5) 評価審査会
 - (6) 評価実施チーム会議
 - (7) 受審大学の責任者との実地調査結果の面談

35

④ 実地調査実施要項

II 実地調査の準備等（ハンドブックp.56）

- 1 日程の決定
- 2 実地調査スケジュールの決定に伴う準備



- 3 「実地調査時の確認事項」への対応

36

④ 実地調査実施要項

Ⅲ 実地調査当日の対応等(ハンドブックp.58)

- 1 受審大学の責任者との面談
- 2 教員、職員等との面談
- 3 学生及び卒業(修了)生との面談
- 4 教育現場の視察及び学習環境の状況調査
- 5 評価審査会
- 6 評価実施チーム会議

37

④ 実地調査実施要項

Ⅳ 実地調査スケジュールモデル(ハンドブックp.60)

実地調査のスケジュールは以下を基本とし、評価実施チームの判断により決定します。

時間	プログラム	内容等
1 日目	教育現場の視察及び学習環境の状況調査(必要に応じて実施)	
	午後 教員、職員との面談(必要に応じて実施)	・書面評価に基づくヒアリング
	評価実施チーム会議	
2 日目	午前 大学関係者(責任者)との面談	・書面評価に基づくヒアリング ・内部質保証に関する取組み状況について
	午後 評価審査会	・特色ある教育研究の取組みについて (教職員、学生、ステークホルダー等が参加)
	評価実施チーム会議	
	大学関係者(責任者)との面談	・実地調査の結果説明

※実施方法については、オンライン会議システムの活用を含めて検討します。

38

Ⅳ 2022年度の受審申請について

39

受審申請の手続き

9月初めごろに本評価センターのウェブサイト
(<http://jaque.or.jp/>)に2022年度の受審申請についての
ページを公表します。

シートNO. 18、19参照

申請手続等 …… **11月30日必着**

【提出書類】(参考:2021年度受審の場合)

- (1)「2021年度 大学機関別認証評価申請書」(様式1)
- (2)「大学基礎情報票(申請用)」(様式2)
- (3)大学の概要が分かる資料(大学概要・大学案内等)1部
- (4)「大学基礎情報票(申請用)」

センターは、提出された申請書等の内容を確認した後、受審大学に対し申請受理通知書を送付します。

※会員と非会員で申請期限が異なります

40

会員制度について

本センターウェブサイト「会員制度」

(<http://jaque.or.jp/nyukai>)をご覧ください。

会員大学数・・・50大学(2021/6/04現在)

○入会手続き

【提出書類】

- (1) 入会申込書
- (2) 大学基礎情報票

○会費

会費は年度ごとに毎年5月末日までに納入いただきます。

学生定員	会費の額
1,000人未満	12万円
1,000人以上2,000人未満	24万円
2,000人以上	36万円

41

質疑応答

質疑のある場合は、「手を挙げる」ボタンを押してください。

事務局職員が手を挙げられた方の中からご指名させていただきます。

ご質問が終了しましたら右下「手を降ろす」をクリックしてください。



42